

2018年12月14日

池田町公民館使用許可取り消し問題での

教育委員会との協議の終結にあたって（談話）

町民と政党のつどい実行委員会

事務局長 牛越 邦夫

教育委員会が本日示した「池田町公民館問題をめぐる合意書に係る課題の検討について（回答）」（以下「合意書課題の検討（回答）」）は、2017年8月29日の「池田町公民館使用問題に係る再質問の回答及びお詫び」（以下「再回答」）と同年12月26日の「公民館問題をめぐる今後の対応についての合意書」（以下「合意書」）を土台とし、現在建設中の地域交流センターの運営をめぐって次の諸点を明らかにしました。

- ① 「再回答」で示した公民館運営の基本方針を確認するとともに、今後文化・交流の拠点となる地域交流センターの「理念」を示している。
- ② 地域交流センターが住民に開かれた施設であることを明確にし、交流の場としてセンターを利用する場合は、政治的利用を含め制限なく自由に使えるよう運用することをうたっている。
- ③ 今後、管理規則などについては住民の意見を踏まえて具体策を検討することを確認している。

私たちは、教育委員会が「協議を通じて問題解決にあたる」という基本線を崩さず、双方の議論を尽くす努力を重ねてきたことと合わせて、上記の諸点が確認できたことを評価するものです。

ただし、社会教育法の解釈をめぐっては、「合意書」で引き続き協議をするとしながら、何ら具体的な行動をとらなかったことは残念です。とはいえ、いたずらに協議を長引かせることは私たちの本意ではなく、あくまで利便性が高く住民に開かれた施設をめざすことを最優先とする立場から、「合意書課題の検討（回答）」を受け入れ、公民館問題の終結に合意することにしました。

従って、本日をもって「池田町公民館使用許可取り消し問題」での2年間に及ぶ双方の協議に終止符を打ち事態を収束することになります。

先月11月24日に京都府南丹市で開催予定だった香山リカ氏の講演が、右翼と思われる何人かの妨害予告の電話を受けて、「住民の安全」を理由として別の講演者に差し替えられるという事例が発生しました。主催者である市が毅然と干渉を拒否すべきであったにもかかわらず、暴力的に介入しようとする勢力に屈してしまったことは許されることではありません。香山氏自身、「今後こうした事例が全国に波及することが心配される」と指摘するように、池田町の事例を重ね合わせれば決して他人事ではありません。

池田町の公民館問題も、南丹市での講演中止事件も、本質は公的施設での「言論・集会の自由」の侵害にありました。日本国憲法に定める「言論・集会の自由」は、人々が自由に豊かな社会生活を送るために保障されるべき最も基本的な社会的権利です。私たちは、行政がその権利を守る先頭に立つよう強く要望するものです。

今回の公民館問題を通して、私たちは多くのことを学びました。私たちは、それらを今後の住民活動の中で生かし、よりより町づくりにつながるよう努力を重ねていきます。

なお、「町民と政党のつどい実行委員会」は、この最終合意をもって本日付で解散いたします。

以上